

改正

令和3年3月31日 要綱第46号

調布市行政改革推進会議要綱

第1 設置

行政改革を効果的・効率的に推進するため、調布市行政改革推進会議（以下「会議」という。）を置く。

第2 所掌事項

会議は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 行政改革に係る計画の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

第3 構成

会議は、市長が依頼する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）8人以内をもって構成する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者

第4 任期

委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めたときは、2年以内の期間を定めて依頼することができる。

第5 会長及び副会長

会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 招集

会議は、会長が招集する。

第7 意見の聴取等

会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

会議の庶務は、行政経営部企画経営課において処理する。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行する。